**茅野市森林経営管理制度実施方針（実施計画）**

**１　趣旨**

　　茅野市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、茅野市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう茅野市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

**２　森林整備・林業振興の基本的な考え方**

　**（１）現況と課題**

　　ア　現状と課題

○茅野市の森林面積は[20,085](%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%85%83%E5%B9%B4%E9%95%B7%E9%87%8E%E7%9C%8C%E6%B0%91%E6%9C%89%E6%9E%97%E3%81%AE%E7%8F%BE%E6%B3%81%E3%80%80%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91%E6%B0%91%E5%9B%BD%E6%9E%97%E3%80%80%E6%A3%AE%E6%9E%97%E9%9D%A2%E9%9D%A2%E7%A9%8D%E5%8F%8A%E3%81%B3%E8%93%84%E7%A9%8D.xls).07haで、うち[15,112.62](3%E5%AE%9F%E6%96%BD%E6%96%B9%E9%87%9D%E5%88%A5%E7%B4%99.xlsx)haを民有林が占めている。また、民有林のうち人工林は[6,562.7](%E5%AE%9F%E6%96%BD%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%82%BE%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%9B%B3%E3%81%AE%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99.xlsx)haあり、その中で所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象林を除く森林）は[1,278](%E5%AE%9F%E6%96%BD%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%82%BE%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%9B%B3%E3%81%AE%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99.xlsx).47haとなっている。

この所有者自らが管理する森林のうち、既に市及び県の事業として着手した箇所を除いて過去10年以上施業の行われていない森林は令和2年度において1,036.28haとなっており、こういった長期間手入れのされていない森林は、森林の本来保有する公益的機能の低下が懸念される。

　○茅野市の上流域からは、八ヶ岳、車山の裾野を支流にする上川・宮川が市街地を通り諏訪湖に流れ込んでおり、上流域の立木及び土砂の流出は市民生活に及ぼす影響も大きく、下流域の治水の観点からも上流域の森林整備は重要となる。また、上流域には別荘地、ゴルフ場、スキー場等の施設も点在していることから、施設の利用者及び施設の保全の観点からも積極的な森林整備が求められる。

　○茅野市には東西に首都圏を結ぶ中央自動車道、国道20号、中央本線や、南北に伊那市から蓼科高原に抜ける国道152号線等の交通の要となる路線がいくつかあり、市の観光面からも重要な路線となっている。この路線上及び路線から見える森林は、眺望の確保など良好な森林景観創出の面からも森林の整備が必要であり、また、一部路線については急傾斜警戒区域指定箇所が散在する山際近くを通るものもあるため、防災の面からも適切な森林整備が求められる。

○農村地域の集落際の山林は、里山として古くから地域住民に親しまれてきたが、年々利用者も減り、現在では手入れの行き届いていない里山が多くなっている。森林整備の遅れた里山は野生鳥獣の棲家となっており、農家を中心に鹿などの有害鳥獣による農作物等の被害にもつながっている。森林整備に依る、人と鳥獣の棲み分けや鳥獣被害の軽減が課題となっている。

イ　茅野市の地区構成

旧村落単位を基に北山、豊平、玉川、泉野、湖東、金沢、宮川、ちの、中大塩、米沢の10地区に分けられる。

ウ　民有林の森林経営計画樹立実績

・平成24年から令和２年までの茅野市内における森林経営計画の実施実績

実施主体　諏訪森林組合、㈱緑化創造舎、東洋観光事業㈱、東急不動産㈱、ＮＰＯ法人八ヶ岳森林文化の会

対象地区　北山地区、豊平地区、玉川地区、宮川地区、米沢地区

間伐実績　1,294.94ha

**（２）基本的な考え方**

茅野市では、森林所有者による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林の防災減災の機能が求められる区域については、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

**３　森林所有者意向調査について**

**（１）対象森林の考え方**

　　ア　経営森林として除外する森林

　　　　・森林経営計画樹立森林

　　　　　　　玉川地区（199林班）上原山

　　　　　　　北山地区（58林班）柏原

宮川地区（22,23林班）　安国寺

米沢地区（48林班）北大塩

北山地区（103,104,105,106林班）東急

米沢地区（34,35,36,37林班）埴原田・鋳物師屋

　　　　　　※除外する森林は計画樹立部分に限る。

　　　　・森林経営計画樹立候補森林

　　　　　　　林業事業体と調整中

　　　　・里山整備利用地域認定森林

　　　　　　　永明寺山ふれあいの森を創る会

　　　　　　　　ちの地区（29林班ろ.は,30林班い.ろ,31林班い.ろ.は,32林班-い.ろ.は.に.ほ.へ）

　　　　　　　　米沢地区（33林班い.ろ）

　　　　　　　小泉山体験の森

　　　　　　　　豊平地区（189林班い.ろ.は）

　　　　　　　　玉川地区（194林班い.ろ.は）

信州ビーナスライン沿線

　北山地区

（101林班い.ろ,113林班い,114林班ほ,115林班い.ろ.ほ.へ,116林班い.ろ.ほ,118林班い.ろ.は.に,119林班い.120林班い.ろ,121林班い.ろ,122林班い.ろ.は,123林班い,127林班い.ろ.は.に.ほ.へ.と,128林班い）

　　　　　・県営公益森林機能推進事業実施森林

宮川地区（17林班に,23林班）

玉川地区（202林班）

金沢地区（1林班ろ.に,7林班い,9林班い,10林班い.ろ,12林班い.ろ.は.に,13林班は.ろ,152林班）

豊平地区（151林班ろ.は.ほ.へ,152,154,162,164,165,166,168,169,170,180林班）

北山地区（129,130林班）

・公有林

市町村有林、諏訪南行政事務組合、長野県所有林（土木部、県庁、県有林）

　　　　・団体有林

　　　　　　　企業所有林、地区の山林関係団体所有林、社寺所有林、地区集落所有林、財産区所有林

　　　　・保安林

・スキー場、ゴルフ場等

　　　イ　対象森林の絞り込み

　　　　・茅野市防災ガイドブックより土石流警戒区域並びに急傾斜警戒区域に指定される区域を含む林班を抽出する。

　　　　・上記以外で未施業森林は連続する林班を一団のまとまりとして森林経営管理の対象区域とする。

　　　　・絞り込んだ森林について地域の実情に応じて優先順位を考慮して意向調査実施区域とする。

　　　　・絞り込みの結果に因らず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合にその区域を随時追加する。

**（２）対象森林面積等**

・対象森林の面積及び森林資源

　　（832.6ha）・・・詳細は別紙１森林資源構成表のとおり

・対象森林の位置・・・市内対象森林範囲図のとおり

・対象森林に関わる筆数（概数）　　18,292筆

**（３）意向調査の方法、スケジュール等**

・意向調査は準備が整い次第開始する。

・意向調査は優先度の高い地区から進め、その計画は別紙２の通りとする。

・調査方法は郵送を基本とするが、在住者については地区の状況によって自治会関係者等と連携し個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。

・意向調査の回収は郵送を基本とする。

**４　意向確認後の森林経営管理の方針**

・対象森林は市が仲介役となり林業事業者による経営計画に結びつけることを目標にする。

・対象森林の森林整備については、市が森林の状況等を勘案して優先順位を判断する。

・森林所有者から市へ森林経営管理の申し出があった場合、市が必要と認める場合は所有者等の同意を受けて、伐採等を行うための経営管理権を設定する。

・対象森林が林業経営に適すると判断される場合には、意欲と能力のある林業事業者に経営管理を再委託する。(経営管理実施権の設定)

・林業経営に適さない森林は、市町村自らが経営管理を行う等の措置をとる。（市町村森林経営管理事業）

・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

**５　森林経営管理制度の実施コストについて**

・市が森林経営管理制度を実施する（市民への制度周知、現に所有する者の特定、林地台帳の精度向上、意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備等に要する）経費は森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

**６　その他特記事**

・実施方針については林業普及指導員や地域の山林団体関係者及び市民等の意見を参考とし必要に応じて随時見直す。見直した結果は市民が閲覧できるものとする。

・意向調査や現地調査の結果を積極的に森林簿に反映し、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の市の執行体制を考慮し必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。

・令和2年度から森林環境譲与税の効率的な活用を目的に、諏訪地区6市町村と諏訪地域振興局林務課において諏訪地域森林経営管理制度推進協議会を設置。令和２年度及び３年度は当市がモデル事業実施地区となり、森林経営管理制度の運用を進めていく。